



熊本県公報

第13474号
令和7年(2025年)
10月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課) 2
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定	(障がい者支援課) 3
公 告	
○肥料登録	(農業技術課) 3
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 3
○県営土地改良事業の工事完了	() 4
○土地改良区の役員の選任等	() 4
○道路の位置の指定	(建築課) 4
○国土調査の成果の認証	(技術管理課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 5
登 載 依 頼	
○令和7年度(2025年度)第3回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(公共事業再評価監視委員会) 5
○熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程	(病院局総務経営課) 5

告 示

熊本県告示第709号
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年(2025年)10月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ことばの教室そらまめキッズ八代 八代市大村町800番8 R o o t sビル203号室	株式会社スカイメ ディケアラボ 鹿児島県薩摩川内市上川内町5423番地1 久保田 空	令和7年(2025年)10月1日	4350200384	指定児童発達支援

熊本県告示第710号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年(2025年)10月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年(2025年)10月7日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般県道	清和高森線	上益城郡山都町大見口字積前	前	10.6 ～ 10.9	13.7	災害復旧工事
		998番136地先から同所 998番136地先まで	後	10.6 ～ 19.6	13.7	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）10月7日

熊本県告示第711号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 赤瀬漁港管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 木村敬
- 2 埋立区域

- (1) 位置
宇土市赤瀬町字山ノ神196番2地先公有水面
- (2) 区域
次の①の地点から⑳の地点を順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（DL+4.39メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 起点 四等三角点御輿来（北緯32度39分47.8165秒、東経130度31分24.0971秒の地点）から240度34分48秒572.259メートルの地点
②の地点 ①の地点から 317度10分59秒 6.999メートルの地点
③の地点 ②の地点から 317度05分11秒 10.000メートルの地点
④の地点 ③の地点から 317度25分48秒 5.000メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 317度05分11秒 5.000メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 317度12分03秒 10.000メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 317度08分37秒 30.000メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 317度15分30秒 10.000メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 316度54分52秒 10.000メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 317度05分11秒 8.000メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 227度05分11秒 12.100メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 137度05分11秒 18.500メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 47度05分11秒 1.000メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から 137度05分11秒 2.500メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から 227度05分11秒 1.000メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から 137度05分11秒 27.499メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から 47度05分11秒 1.001メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から 137度05分11秒 2.500メートルの地点
㉑の地点 ⑱の地点から 227度05分11秒 1.000メートルの地点
⑲の地点 ㉑の地点から 137度05分11秒 41.823メートルの地点

- (3) 面積
1,132.90平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
宇土市赤瀬町字山ノ神196番12、196番6及び196番2地先公有水面
- (2) 区域
次の(A)の地点から(D)の地点を順次に直線で結んだ線及び(D)の地点と(A)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
(A)の地点 起点 四等三角点御輿来（北緯32度39分47.8165秒、東経130度31分24.0971秒の地点）から235度02分02秒511.666メートルの地点
(B)の地点 (A)の地点から 317度10分24秒 294.647メートルの地点
(C)の地点 (B)の地点から 227度05分15秒 179.162メートルの地点
(D)の地点 (C)の地点から 137度05分15秒 247.510メートルの地点

- (3) 面積
48,512.28平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 出願年月日
令和7年(2025年)9月18日
- 6 関係書類の縦覧場所
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び宇土市経済部水産振興室
- 7 縦覧期間
告示の日から起算して3週間

熊本県告示第712号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年(2025年)10月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所 とまり木 山鹿市鹿本町来民581番地1	合同会社とまり木 山鹿市鹿本町来民581番地 志方 大和	就労選択支援	令和7年(2025年)10月1日

公 告

熊本県公告第590号
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和7年(2025年)10月7日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1488号	魚廃物加工肥料	天草魚粉5・3	窒素全量：5.0 りん酸全量：3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	天草ショウエイ株式会社 熊本県天草市牛深町3031番地26	令和10年(2028年)10月29日
熊本県肥第1489号	炭酸カルシウム肥料	粒状ヒューライム	アルカリ分：52.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町2番地	令和13年(2031年)10月23日

熊本県公告第591号
次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和7年(2025年)10月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	県営津留地区	平成29年(2017年)9月8日	令和7年(2025年)6月16日	熊本県
暗渠排水	県営津留地区	令和3年(2021年)	令和7年(2025年)	熊本県

		1年) 9月17日	年) 6月16日	
--	--	-----------	----------	--

熊本県公告第592号
次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定によりこの旨を公告する。
令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地 土地改良施設の災害復旧	県営渡地区	令和5年（2023年）6月26日	令和6年（2024年）6月7日	熊本県

熊本県公告第593号
人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	赤池 秀之	人吉市赤池原町428番地2

熊本県公告第594号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 人吉市西間下町8番1
- 2 築造者の氏名 合同会社犬童不動産
- 3 道路の位置 人吉市西間上町字今宮2590番8
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 61.16メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）9月12日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第13号

熊本県公告第595号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
南小国町	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで	大字満願寺の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年（2025年）9月26日
五木村	令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）まで	甲の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年（2025年）9月26日

熊本県公告第596号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4200番1及び同4200番9の一部

- 297.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田陳内四丁目1番26-102号ハイム戸ノ上
中村 浩二
中村 大輝

熊本県公告第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下中野5598番13、同5601番4、同5602番3及び同5605番2
1,987.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社

熊本県公告第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字大谷3779番1の一部、同3789番1及び同3791番3の一部
3,119.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼1796番地1
株式会社田村建装工業

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号**

令和7年度（2025年度）第3回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和7年（2025年）10月7日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和7年（2025年）10月20日（月）
午前9時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和7年度（2025年度）公共事業再評価対象事業について（詳細審議等）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
（2） 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）
電話096-333-2467

熊本県病院局管理規程第2号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年(2025年)10月7日

熊本県病院事業管理者職務代理者首席審議員 鯨 本 亮 太

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程

熊本県病院局会計規程(平成20年熊本県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第83条第1号中「100万円」を「200万円」に改める。

第101条各号列記以外の部分中「令第21条の14第1項第1号」を「令第21条の13第1項第1号」に改め、同条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第102条第1項各号列記以外の部分中「令第21条の14第1項第3号及び第4号」を「令第21条の13第1項第3号及び第4号」に改める。

第103条第2項第3号中「100万円」を「200万円」に改め、同条第3項中「30万円」を「50万円」に改める。

第104条第1項第3号中「10万円」を「20万円」に改める。

第122条各号列記以外の部分中「地方自治法第243条の2の2第1項」を「地方自治法第243条の2の8第1項」に改め、同条第1号中「地方自治法第243条の2の2第1項第1号から第3号」を「地方自治法第243条の2の8第1項第1号から第3号」に改め、同条第2号中「地方自治法第243条の2の2第1項第4号」を「地方自治法第243条の2の8第1項第4号」に改める。

第124条本文中「令第22条の5」を「令第22条の4」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。